平成21年9月1日
第2110号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報

●●● お知らせ ●●●

秋田県公報は、平成21年９月１日付け発行分からレイアウトが変更されました。

これまでの文面は、縦書きと横書きが混在し、見にくいとの御意見がありましたので、この度、横書きへ移行するものです。なお、条例や規則など一部分は縦書きとなりますので御理解ください。

■ 目 次 ■

規　則
○秋田県行政組織規則の一部を改正する規則（４９・人事課）……1

告　示
○産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請（３９９・環境整備課）……1
○地籍調査に関する事業計画（４００・農山村振興課）……2
○肥料の登録の有効期間の更新（４０１・水田総合利用課）……2
○保安林の指定（４０２・水と緑の森づくり課）……3
○保安林の指定解除予定通知（４０３・水と緑の森づくり課）……4
○皆伐面積の限度（４０４・水と緑の森づくり課）……4
○平成21年度後期技能検定（特級、一級、二級、三級及び単一等級）の実施（４０５・雇用労働政策課）……6
○道路区域の変更（４０６・北秋田地域振興局建設部）……9
○道路の供用開始（４０７・北秋田地域振興局建設部）……9

公　告
○消費生活相談等の事務を行う機関の指定（安全・安心まちづくり推進室）……10
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出（仙北地域振興局農林部）……10

教育委員会告示
○教育委員会会議の開催（１５・教育庁総務課）……11

規　　則

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年九月一日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

秋田県規則第四十九号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則（昭和五十六年秋田県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第九十五条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「消費生活」を「前号に掲げるもののほか、消費生活」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第八条第一項各号に掲げる事務

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　　示

秋田県告示第399号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第４項の規定により、産業廃棄物処理施設の設

置の許可の申請について次のとおり告示し、当該申請に係る申請書及び当該産業廃棄物処理施設に係る設置を行うことが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（以下「申請書等」という。）を縦覧に供する。

なお、同法第15条第６項の規定により、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を知事に提出することができる。

平成21年９月１日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

⑴　名称　東北ビル管財株式会社

⑵　住所　大館市片山字中通６番地２

⑶　代表者の氏名　代表取締役　五十嵐　弘悦

２　産業廃棄物処理施設の設置の場所

鹿角市八幡平字上ミ和志賀１ほか26筆

３　産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第７条第14号に掲げる産業廃棄物の最終処分場

４　産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類（これらの廃棄物のうち石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

５　申請年月日　平成21年８月３日

６　申請書等の縦覧の場所、期間及び時間

⑴　縦覧場所

ア　大館市十二所字平内新田237番地１　秋田県北秋田地域振興局大館福祉環境部

イ　鹿角市花輪字荒田４番地１　鹿角市市民部共動推進課

⑵　縦覧期間　平成21年９月１日から同年10月１日まで

⑶　縦覧時間　午前８時30分から午後５時まで

７　意見書の提出期限及び提出先

⑴　提出期限　平成21年10月16日

⑵　提出先　６⑴に同じ。

秋田県告示第400号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第６条の３第２項の規定により、次のとおり平成21年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第５項の規定に基づき、公告する。

平成21年９月１日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１⑴　調査を行う者の名称

湯沢市

⑵　調査地域

湯沢市秋ノ宮、皆瀬、三梨町、駒形町、稲庭町、川連町字蟻塚ほか134字

⑶　調査期間

平成21年４月10日から平成22年３月31日まで

秋田県告示第401号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第２項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第１項の規定に基づき、公告する。

平成21年９月１日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

登録番号	肥料の種類及び名称	保証成分量（%）その他の規格	生産業者		更新後の登録の有効期間
			氏名又は名称	住　所	
秋田県第210号	混合有機質肥料　太平混合有機９－１	窒素全量　9.0 りん酸全量　1.0	太平物産株式会社	秋田県秋田市卸町三丁目３番１号	平成21年10月２日から平成24年10月１日まで

秋田県告示第402号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次の森林を保安林に指定する。

平成21年9月1日

秋田県知事　佐竹　敬久

森林の所在場所					全面積		保安林指定面積実測又は見込（ヘクタール）	指定の目的	指定施業要件			
									立木の伐採の方法			立木の伐採の限度
郡市	町村	（大字）	字	地番	台帳（平方メートル）	実測又は見込（ヘクタール）			伐採種別	標準伐期齢	間伐その他特別の場合の伐採に係るもの	
由利本荘市		岩城下蛇田	宮ノ沢	14	386	0.0386	0.0386	干害の防備	（附属明細書のとおり）	主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	（附属明細書のとおり）	（附属明細書のとおり）
〃		〃	〃	30	128	0.0128	0.0128					
〃		〃	〃	31	173	0.0173	0.0173					
〃		〃	〃	32	935	0.0935	0.0935					
〃		〃	〃	33	144	0.0144	0.0144					
〃		〃	〃	41	393	0.0393	0.0393					
〃		〃	〃	43	192	0.0192	0.0192					
〃		〃	〃	44	5,210	0.5210	0.5210					
〃		〃	〃	45	536	0.0536	0.0536					
〃		〃	〃	47	971	0.0971	0.0971					
〃		〃	〃	49	1,247	0.1247	0.1247					
〃		〃	宮ノ沢上	1	37,905	3.7905	3.7905					
〃		〃	〃	2	584	0.0584	0.0584					
〃		〃	〃	3	58,733	5.8733	5.8733					
〃		〃	〃	6	10,050	1.0050	1.0050					
〃		〃	〃	7	7,704	0.7704	0.7704					
〃		〃	〃	11	8,607	0.8607	0.8607					
〃		〃	ムサワ	28の1	719	0.0719	0.0719					
〃		〃	〃	29	219	0.0219	0.0219					
〃		〃	〃	30の1	179,424	17.9424	17.9424					
〃		〃	〃	30の2	783	0.0783	0.0783					
〃		〃	ムサワ頭	1	50,903	5.0903	5.0903					
〃		〃	宮ノ沢頭	3の1	107,237	10.7237	10.7237					
〃		〃	〃	3の2	142	0.0142	0.0142					
〃		〃	〃	4	577	0.0577	0.0577					
〃		〃	宮ノ内	2	8,256	0.8256	0.8256					

（「附属明細書」は、省略し、農林水産部水と緑の森づくり課、由利地域振興局農林部及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第403号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成21年９月１日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　解除予定保安林の所在場所　　湯沢市上院内（国有林。次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的　　水源のかん養

３　解除の理由　　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部水と緑の森づくり課及び雄勝地域振興局農林部並びに湯沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第404号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第４条の２第３項の規定により、平成21年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第１項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積（残存許容限度）を次のとおり公表する。

平成21年９月１日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積（残存許容限度）		所　在　市　町　村
	水源かん養保安林（ヘクタール）	土砂流出防備保安林（ヘクタール）	
米代川上流	1,585.77	74.40	鹿角市、小坂町
米代川中流	1,743.13	199.72	大館市、北秋田市
阿仁川	1,594.42	101.33	北秋田市、上小阿仁村
米代川下流	742.82	93.92	能代市、藤里町
水沢川	336.35	82.63	八峰町
三種川	51.04	34.13	三種町
馬場目川	246.32	7.60	潟上市、五城目町、井川町
男鹿地区	4.84	7.10	男鹿市
太平川	192.85	5.70	秋田市
雄物川下流	573.76	68.49	秋田市、大仙市
玉川	1,208.65	99.11	仙北市
川口川	242.65	33.14	大仙市、美郷町
平鹿地区	463.78	61.86	横手市
皆瀬川	511.43	169.34	湯沢市、横手市、東成瀬村
雄物川上流	719.66	117.93	湯沢市、羽後町
子吉川下流	205.31	50.26	由利本荘市
子吉川上流	577.25	97.29	由利本荘市、羽後町
白雪川	189.02	8.30	由利本荘市、にかほ市

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積 (残存許容限度) (ヘクタール)	所　在　市　町　村
八　　峰　飛砂防備保安林	9.22	八峰町
能　　代　　〃	17.62	能代市
三　　種　　〃	0.40	三種町
男　　鹿　　〃	1.90	男鹿市
潟上・秋田北　　〃	1.04	秋田市、潟上市
秋　田　南　　〃	23.38	秋田市
由 利 本 荘　　〃	6.88	由利本荘市
に　か　ほ　　〃	0.10	にかほ市
八　　峰　防風保安林	0.96	八峰町
三　　種　　〃	0.24	三種町
男　　鹿　　〃	12.46	男鹿市
秋　田　南　　〃	0.62	秋田市
米代川上流　干害防備保安林	0.64	鹿角市
米代川中流　　〃	23.42	大館市、北秋田市
阿　仁　川　　〃	1.82	北秋田市
米代川下流　　〃	1.98	藤里町
三　種　川　　〃	32.42	三種町
馬 場 目 川　　〃	40.52	潟上市、井川町
男 鹿 地 区　　〃	1.20	男鹿市
太　平　川　　〃	1.00	秋田市
雄物川下流　　〃	7.90	秋田市、大仙市
玉　　川　　〃	4.74	仙北市
川　口　川　　〃	3.26	大仙市、美郷町
平 鹿 地 区　干害防備保安林	2.56	横手市
皆　瀬　川　　〃	7.00	湯沢市、東成瀬村
雄物川上流　　〃	3.58	湯沢市
子吉川下流　　〃	11.96	由利本荘市
子吉川上流　　〃	2.34	由利本荘市
白　雪　川　　〃	2.94	にかほ市

秋　　田　保健保安林	7.64	秋田市
河　　辺　　〃	0.62	秋田市
角　　館　　〃	0.64	仙北市
田 沢 湖　　〃	2.58	仙北市
皆　　瀬　　〃	0.28	湯沢市
本　　荘　　〃	0.20	由利本荘市
五 城 目　　〃	2.38	五城目町

秋田県告示第405号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第２項の規定により、次のとおり平成21年度後期技能検定（特級、一級、二級、三級及び単一等級）を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）第66条第３項の規定に基づき、公示する。

平成21年９月１日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　等級別実施職種（作業）

⑴　特級について実施する職種

金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造及びプラスチック成形

⑵　一級及び二級について実施する職種（作業）

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、鉄工（構造物現図作業）、工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業及び設備診断作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、鉄道車両製造・整備（鉄道車両点検・調整作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、和裁（和服製作作業）、石材施工（石材加工作業）、パン製造（パン製造作業）、酒造（清酒製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、厨房設備施工（厨房設備施工作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図ＣＡＤ作業）、塗装（鋼橋塗装作業）及び舞台機構調整（音響機構調整作業）

⑶　三級について実施する職種（作業）

機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、建築大工（大工工事作業）及び配管（建築配管作業）

⑷　単一等級について実施する職種（作業）

製麺（機械生麺製造作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）及びバルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）

２　試験方法

等級別実施職種ごとに実技試験及び学科試験を行う。

３　試験の期日及び場所

⑴　実技試験

ア　期日

平成21年11月30日（月）から平成22年２月21日（日）までの間において、秋田県職業能力開発協会が指定する日。

イ　場所

秋田県職業能力開発協会から通知する。

ウ　問題の公表

実技試験の問題は、平成21年11月20日（金）に公表し、当該職種の受検者に秋田県職業能力開発協会から送付する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2)　学科試験

ア　期日

期　　日	等級及び職種（作業）
平成22年 １月24日（日）	(ア)　一級及び二級 機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）及びガラス施工（ガラス工事作業） (イ)　三級 機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）及び配管（建築配管作業）
平成22年 １月31日（日）	(ア)　特級 金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造及びプラスチック成形 (イ)　一級及び二級 さく井（ロータリー式さく井工事作業）、鉄工（構造物現図作業）、工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、鉄道車両製造・整備（鉄道車両点検・調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、石材施工（石材加工作業）、パン製造（パン製造作業）、酒造（清酒製造作業）、厨房設備施工（厨房設備施工作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）及び機械・プラント製図（機械製図ＣＡＤ作業） (ウ)　単一等級 バルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）
平成22年 ２月３日（水）	一級及び二級 舞台機構調整（音響機構調整作業）
平成22年 ２月７日（日）	(ア)　一級及び二級 機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業及び設備診断作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、和裁（和服製作作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）及び塗装（鋼橋塗装作業） (イ)　三級 建築大工（大工工事作業） (ウ)　単一等級 製麺（機械生麺製造作業）及び樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

イ　場所

秋田県職業能力開発協会から通知する。

4　受検資格

(1)　特級

省令第64条の規定に該当する者

(2)　一級

省令第64条の２の規定に該当する者

(3)　二級

省令第64条の３の規定に該当する者

(4)　三級

省令第64条の４の規定に該当する者

(5)　単一等級

省令第64条の６の規定に該当する者

5　受検申請に必要な書類

(1)　技能検定受検申請書

(2)　実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その免除を受ける資格を有することを証

する書面又はその写し

6　受検申請書用紙の交付

(1)　期間

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第１条第１項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除き、平成21年９月１日（火）から同年10月９日（金）まで。

(2)　場所

秋田市向浜一丁目２番１号　秋田県職業能力開発協会

郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、140円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形２号）を同封すること。

7　受検申請書の受付

(1)　期間及び時間

県の休日を除き、平成21年９月28日（月）から同年10月９日（金）までの午前８時30分から午後５時まで。

郵送の場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書し、書留郵便によることとし、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。

(2)　場所

秋田市向浜一丁目２番１号　秋田県職業能力開発協会

8　受検手数料

(1)　額

ア　実技試験

等級及び検定職種	手　数　料	等級及び検定職種	手　数　料
特級 全職種	16,500円		
一級、二級及び三級 さく井 工場板金 機械保全 半導体製品製造 鉄道車両製造・整備 農業機械整備 婦人子供服製造 石材施工 酒造 かわらぶき 厨房設備施工 鉄筋施工 防水施工 機械・プラント製図 舞台機構調整	 16,500円 16,500円 16,500円 16,500円 16,500円 16,500円 16,500円 13,700円 16,500円 16,500円 16,500円 16,500円 16,500円 16,500円 12,100円 16,500円	 鉄工 機械検査 電気機器組立て 自動販売機調整 空気圧装置組立て 冷凍空気調和機器施工 和裁 パン製造 建築大工 配管 型枠施工 コンクリート圧送施工 ガラス施工 塗装	 16,500円 13,700円 16,500円 16,500円 16,500円 16,500円 12,100円 16,500円 16,500円 16,500円 16,500円 16,500円 16,500円 16,500円
単一等級 製麺 バルコニー施工	 16,500円 16,500円	樹脂接着剤注入施工	16,500円

ただし、三級を受検する者であって、受検申請時に、検定職種に関する職業訓練を受講している者又は専門高校、高等専門学校、短期大学、大学若しくは厚生労働大臣が指定する各種学校若しくは専修学校における検定職種に関する学科に在学している者の三級受検手数は、次のとおりとする。

検定職種	手　数　料	検定職種	手　数　料
機械検査 建築大工	9,100円 11,000円	電気機器組立て 配管	11,000円 11,000円

イ　学科試験　3,100円

(2)　納付方法

ア　技能検定受検申請書提出の際、納付すること。

イ　実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、当該試験に係る受検手数料の納付は要しない。

ウ　受検申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合には、受検手数料は返還しない。

9　合格者の発表等

(1)　技能検定合格者発表

平成22年３月16日（火）に合格者の受検番号を秋田県庁正面公告板に掲示するとともに、合格者には書面で通知する。

(2)　一部合格者への通知

実技試験又は学科試験に合格した者については、秋田県職業能力開発協会が書面で通知する。

(3)　技能検定合格証書等の交付

特級、一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の、二級又は三級の合格者には知事名の合格証書が交付される。

このほか、厚生労働大臣から、特級合格者には特級技能士章、一級合格者には一級技能士章、二級合格者には二級技能士章、三級合格者には三級技能士章、単一等級合格者には単一等級技能士章がそれぞれ交付される。

10　受検についての問い合わせ先

産業経済労働部雇用労働政策課（電話　018-860-2321）又は秋田県職業能力開発協会（電話　018-862-3510）

秋田県告示第406号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成21年９月１日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

1　道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区間		敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
県道	旧	鷹巣川井堂川線	A	北秋田市大町210番から脇神字平崎川戸沼93番55まで	6.00～56.00	2.104
			B	北秋田市鷹巣字東中岱111番2から脇神字平崎川戸沼93番55まで	14.00～257.00	1.685
	新	鷹巣川井堂川線	A	北秋田市大町210番から脇神字平崎川戸沼93番55まで	6.00～85.00	2.037
			B	北秋田市大町53番から脇神字平崎川戸沼93番55まで	14.00～257.00	2.209

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2　道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1)　場所　北秋田地域振興局建設部用地課

(2)　期間　平成21年９月１日から同月15日まで

秋田県告示第407号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成21年９月１日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

1　供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	鷹巣川井堂川線	北秋田市鷹巣字東中岱111番２から脇神字平崎川戸沼93番55まで

2　供用開始の期日　平成21年９月26日午後２時

３　供用開始区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
⑴　場所　北秋田地域振興局建設部用地課
⑵　期間　平成21年９月１日から同月15日まで

公　　告

消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第1項の規定により、次のとおり秋田県生活センターを指定したので、同法同条第３項の規定に基づき、公示する。

平成21年９月１日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　名称
秋田県生活センター
２　住所
秋田市中通２丁目３番８号
３　事務を行う日時
秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第１条第１項各号に掲げる日以外の日の午前９時から午後５時まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、秋田県西仙北土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成21年９月１日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　退任理事の住所及び氏名

大仙市大沢郷宿字宿87番地２	齋　藤　繁　吉
〃　刈和野字竹花７番地	髙　橋　　博
〃　大沢郷宿字丸山28番地	佐　藤　和　幸
〃　神宮寺字八石37番地	髙　橋　利　雄
〃　土川字半道寺８番地	佐　藤　充　男
〃　大沢郷寺字寺村74番地	佐　藤　竹　司
〃　〃　字皆別当33番地	戸　島　　昇
〃　土川字半道寺12番地	佐　藤　浩　康
〃　大沢郷宿字下新田65番地１	鎌　田　　茂
〃　土川字次第森386番地	村　田　哲　寿

２　就任理事の住所及び氏名

大仙市土川字高林20番地３	後　藤　健　敏
〃　大沢郷宿字宿51番地	斎　藤　幸　雄
〃　刈和野字竹花７番地	髙　橋　　博
〃　大沢郷寺字寺村74番地	佐　藤　竹　司
〃　神宮寺字八石高野189番地	竹　原　修　悦
〃　大沢郷宿字下新田65番地１	鎌　田　　茂
〃　〃　字八木山26番地	田　村　義　嗣
〃　大沢郷寺字皆別当33番地	戸　島　　昇
〃　土川字雁田沢22番地	小木田　　好
〃　〃　字次第森386番地	村　田　哲　寿

３　退任監事の住所及び氏名

大仙市土川字高林20番地３	後　藤　健　敏
〃　大沢郷宿字宿51番地	斎　藤　幸　雄
〃　刈和野字高屋敷21番地	太　田　忠　一
〃　円行寺字大場台10番地	佐々木　　慧

４　就任監事の住所及び氏名

大仙市円行寺字大場台10番地	佐々木　　慧
〃　大沢郷宿字上宿74番地５	佐々木　長　一
〃　土川字半道寺８番地	佐　藤　充　男

大仙市刈和野字高屋敷21番地　　太　田　　淳

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第15号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成21年９月１日

秋田県教育委員会委員長　北　林　真知子

１　日時

平成21年９月３日　午後３時30分

２　場所

秋田県立美術館２階会議室

３　案件

報告事項について

正　　誤

ページ	段	行	誤	正
平成21年７月31日（第2101号）掲載の秋選管告示第122号（公職選挙執行規程の一部を改正する規程）（原稿誤り）				
3	上	29	別表第二中	別表第一中

発 行 者　秋　田　県　秋田市山王四丁目１番１号
購読料金　一ヶ月 3,675円(税込み)
印 刷 所　株式会社　松原印刷社　秋田市山王七丁目５番29号
電話：018－862－8766　FAX：018－863－0005
URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者　松原　繁雄　秋田市山王七丁目５番29号